

## 随意契約理由書

件名	Zmap-TOWN2の購入について
契約の相手方	株式会社ゼンリン
根拠法令	自治法施行令第167条の2第1項第2号
随意契約の理由	<p>所管ごとに購入している地図購入費用の削減とGISの活用によるペーパーレスの推進や業務効率化を実現することを目的に、平成30年度より住宅地図を一括調達し、庁内共用型GISで全庁に提供した。現在、各所管が購入している地図のうち97.5%(n=243 2017年8月実施「紙・電子地図の購入実態調査」)よりはゼンリン社製の住宅地図である。</p> <p>昨年度調達した「Zmap-TOWN II (ゼンリン社製)」は戸別の建物情報を網羅した詳細な住宅地図データベースであり、現在各所管が使用している地図の情報をカバーすることができるとともに、地図活用業務の全庁共用型GISへのスムーズな移行に繋がることが期待できる。以上のことから引き続き当該銘柄を指定する。</p> <p>Zmap-TOWN IIを庁内共用型GIS上で使用するにあたっては、購入会社と個別に使用条件や運用方法を協議し設定する必要がある。購入に関し、神戸市が希望する仕様を満たし確実に業務を履行できるのは、製造者である上記業者しか取り扱いがなく、上記業者以外からは購入することはできない。</p> <p>よって、上記業者との随意契約を行う。</p>
担当部署 (問合せ先)	企画調整局企画課データ利活用担当 (078-322-6462 内2366)